

ORBIX インターネット会員規約

ORBIX International Ltd (以下「弊社」といいます)は、ORBIX パッケージ会員規約を、以下の通り定めます。

【ORBIX パッケージ会員規約本則】

第1条 (定義)

ORBIX パッケージ会員規約本則 (以下「本則」といいます)における用語を以下の通り定義します。

- (1)「ORBIX パッケージ」とは、弊社が提供する各種インターネットサービスをいいます。
- (2)「会員」とは、弊社が定める手続に従い ORBIX パッケージの全部または一部を利用する資格を持つ個人または法人をいいます。
- (3)「個別規定」とは、各 ORBIX パッケージの利用に関して、弊社が別途定める規定をいいます。
- (4)「本規約」とは、本則および個別規定を総称していいます。
- (5)「ID 等」とは、弊社が会員に貸与するユーザー ID、自己の設定するパスワード、その他 ORBIX パッケージを利用するために弊社が会員に対して付与する記号または番号をいいます。
- (6)「会員情報」とは、ORBIX パッケージに関して会員または利用者が弊社に対して提供する、氏名、住所、カード番号等の、会員または利用者を認識もしくは特定できる情報をいいます。
- (7)「履歴情報」とは、弊社に記録される会員および利用者による ORBIX パッケージの利用履歴をいいます。

第2条(本規約の適用および変更)

1. 本則は、全ての ORBIX パッケージの利用に関し適用されるものとします。また、個別規定は、該当する ORBIX パッケージの利用に関し適用されるものとします。
2. ORBIX パッケージに関し、本則に定める内容と個別規定に定める内容が異なる場合には、個別規定に定める内容が優先して適用されるものとします。
3. 弊社は、弊社が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約を変更できるものとします。ただし、本規約の変更内容の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、本規約の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、会員が第4条に従って該当する ORBIX パッケージの利用を終了しない場合、会員によってかかる変更は承認されたものとみなします。
4. 会員は弊社規定の申し込み書の署名欄に記入をした時点で、本規約に同意したものとみなします。なおオンライン申し込みの際には、サイト内の会員規約セクションの承認ボタンを押す事により同意したものとします。

第3条 (入会)

1. ORBIX パッケージの利用希望者は、本則および該当する個別規定を承認した上で、各 ORBIX パッケージ毎に弊社が別途指定する手続に従って ORBIX パッケージの利用を申し込みのものとし、弊社がこれを承諾し、ダイヤルアップ接続や ADSL 接続に必要な申請手続き等が完了した時点で該当する ORBIX パッケージの利用契約が成立して利用資格を得、会員となるものとします。
2. 未成年の ORBIX パッケージ利用希望者は、保護者から事前に同意を得た上で、ORBIX パッケージの利用を申し込みのものとします。また保護者署名などの確認書類を弊社が会員へ請求できるものとします。
3. 会員は住所、固定電話番号、携帯電話番号など等頂いている情報に変更があった場合、速やかに弊社に知らせる義務を負う事とします。
4. 本条第1項および第2項に定める申込について、利用希望者が以下のいずれかに該当することを弊社が確認した場合、弊社はその申し込みを承諾しない場合があり、利用申し込み者は予めこれを了承するものとします。

- (1) 利用申し込みに当たり、虚偽に記載、誤記があった場合
- (2) 利用申し込みに当たり、指定カード会社より無効扱いの通知を受けた場合
- (3) 過去に、ORBIX パッケージの利用資格の停止又は失効を受けた場合
- (4) 過去に、ORBIX パッケージの利用に際し、料金の未納、滞納をした場合
- (5) 利用申込者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合
- (6) その他、業務の遂行上または技術上、支障を来すと、弊社が判断した場合

第4条 (退会)

1. 会員が弊社に退会を申請する際には、登録時の住所、氏名、電話番号、ログイン名などの会員情報を記載の上、書面または WEB サイト上の規定フォームにて弊社まで申請することにより各 ORBIX パッケージの利用を終了することができるものとします。なお最低契約期間以降の退会手続きは、希望退会暦月1日の2ヵ月前までに弊社に連絡するものとする。2ヵ月を切った退会申請の場合、手数料として1ヵ月分のプロバイダ料金を取るものとする。
2. 本則または各個別規定の定めに従って会員が ORBIX パッケージの利用資格を全て失った場合、当該会員は退会したものとみなします。
3. お客様自身で WorldPay のキャンセルを行った場合も、必ず弊社にその旨を連絡する事とし、弊社での決済処理をしてからの退会となります。

第5条 (ORBIX パッケージ利用資格の停止および失効)

1. 以下の各号に該当する場合、弊社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員の ORBIX パッケージ利用資格の全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。

- (1) 会員または利用者が第10条各号に定める禁止行為を行った場合。
- (2) 会員により、ORBIX パッケージに関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
- (3) その他、会員もしくは利用者が本則または該当する個別規定に違反した場合。
- (4) 会員が死亡した場合、その他会員が権利能力を失った場合。
- (5) その他、会員として不適切または ORBIX パッケージの提供に支障があると弊社が判断した場合。
2. 前項の規定に従い何らかの ORBIX パッケージの利用資格が停止または失効した場合、該当する会員は、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生した ORBIX パッケージに関連する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示する方法で一括して支払うものとします。
3. 弊社は、会員の ORBIX パッケージ利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、会員によって既に支払われた ORBIX パッケージに関する入会金や料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。

第6条 (設備等の準備)

1. 会員は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結ならびにアクセスポイント(0845ダイヤルアップ接続番号、または Anytime 用の 0808 番号)への接続、インターネット接続サービスへの加入、その他自己の利用する ORBIX パッケージを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。

第7条 (ORBIX パッケージの利用)

1. ORBIX パッケージは、その利用資格を有する会員および利用者のみが利用できるものとします。会員は、ORBIX パッケージの利用資格を得た後に、ORBIX パッケージの利用条件を変更する場合、またはサービスを他のパッケージへと変更する場合にも、弊社が別途指定する手続に従うものとします。
2. 会員は、本規約および弊社が随時通知または弊社のホームページ上に掲示する条件に従って ORBIX パッケージを利用するものとします。但し、かかる通知および掲示の内容が本規約に定める内容と異なる場合(ただし、第2条第3項に定める、本規約の変更内容の告知を除く)には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
3. 会員は、ORBIX パッケージと同時にまたはこれに関連して ORBIX パッケージ以外の各種インターネットサービスを利用する場合であっても、かかるインターネットサービスに関する規約、契約、利用条件等に拘わらず、ORBIX パッケージの利用に関しては、本規約の内容に従うものとします。
4. ORBIX パッケージの利用に関連して、会員が他の会員、第三者または弊社に対して損害を与えた場合、あるいは会員もしくは他の会員と第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第8条 (料金および支払い)

1. 会員は、ORBIX パッケージの利用にあたって、別途弊社が定める使用料等の料金を、別途弊社の定める方法により支払うものとします。
2. 弊社は、弊社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項に定める料金およびその支払い方法を変更することができるものとします。ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については、弊社のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、会員が本則第4条に従って該当する ORBIX パッケージ利用の終了を申し入れない場合、会員によってかかる変更は承認されたものとみなします。
3. 弊社のインターネット上で支払いは、オンラインクレジット代理店「Worldpay」(以下「Worldpay」)を通して行うものとします。また ORBIX パッケージの申し込みの際のクレジット決済に関するお問い合わせ等は弊社まで会員の Worldpay 決済番号を照会して問い合わせるものとします。(※ORBIX ですべての処理を行うようになった場合にはこの表記は削除する)
4. Worldpay と会員との間に起こったいかなる問題に関しては、Worldpay の規約に準拠し、弊社は一切の責任を負いかねます。
5. ORBIX パッケージのプロバイダ使用料、諸経費には 17.5% の VAT がかかるものとします。
6. 英小切手によるお支払いの方に対し、弊社が会員情報と見積送り状 (Proforma Invoice) を送付する際、到着後 14 日以内に会員からの支払いが行われなかった場合会員情報を削除するものとします。
7. ORBIX パッケージを、割引込みで年間支払いの会員は、年間を契約している物と見なし、期間内の退会に関しては、払い戻しは無いものとします。
8. クレジットカードでの1年一括払いの場合、4%の手数料が加算されます。英国小切手にてのお支払いの場合は、4%の手数料は加算されません。
9. 未払いが発覚した場合においては、会員に連絡通知が可能でない場合は、連絡が届くこと無く未納額をまとめてチャージする場合があります。
10. クレジットカード等の情報が変更された場合は、会員は直ちに弊社に連絡するものとします。カードの未払い発覚後、14日以内に弊社に連絡が無い場合は、弊社は、会員から、罰金として1ヶ月の料金を取るものとする。また、サービスの停止も会員に連絡すること無く行なうことがあるものとします。(この行為により会員

ORBIX インターネット会員規約

が被った被害に対しては、いかなる場合も弊社は一切の責任を負わないものとする。

11. ORBIX パッケージ内で、会員がサービスの移行またはサービスのアップグレードを行う場合は、旧サービスの精算をした後、新サービスに移行出来るものとする。

12. ADSL の Premium サービス使用会員で、年間で支払い済みの場合は、年間と同じ電話回線に契約している物と見なし、期間内の引越しはしないものとする。また、その期間内に引越し（電話番号および住所の変更）をした場合は、どのような事情に限らず、会員はサービスの継続にはその時点で発生した必要な追加費用を支払うものとする。また支払い済みの金額の払い戻しはしないものとする。

第9条（著作権）

1. 会員は、ORBIX パッケージを通じて弊社が会員に提供する情報に関する著作権が、弊社または弊社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。

2. 会員は、ORBIX パッケージを通じて弊社から提供される情報を自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載などを行ってはならないものとする。

第10条（禁止事項）

会員は、ORBIX パッケージの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他の会員、第三者または弊社の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
- (2) 他の会員、第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- (3) 他の会員、第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または名誉・信用を毀損する行為。
- (4) 事実と反する情報を送信・掲載する行為、または情報を改ざん・消去する行為。
- (5) 弊社から事前に承認を得ていない、ORBIX パッケージを通じてまたは ORBIX パッケージに関連する営利を目的とする行為、またその準備を目的とする行為。
- (6) コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用もしくは提供する行為、またはそれらを支援、宣伝もしくは推奨する行為。
- (7) 法令もしくは公序良俗(売春、暴力、残虐)に違反し、または他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為。
- (8) その他、弊社が不適切と判断する行為。

第11条（ID等の管理）

1. 会員は、アカウント情報、ID等の管理責任を負うものとする。
2. 会員は、自己の設定するパスワードを定期的に変更するものとする。
3. 会員によるアカウント情報、ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は会員が負担するものとし、弊社は一切責任を負わないものとする。また、第三者によるアカウント情報、ID等の使用により発生した ORBIX パッケージの料金等については、かかる第三者によるアカウント情報、ID等の使用が弊社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て当該アカウント情報、ID等の管理責任を負う会員の負担とします。
4. 会員は、アカウント情報、ID等の失念があった場合、またはアカウント情報、ID等が第三者(利用者を除く)に使用されていることが判明した場合、直ちに弊社にその旨連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとする。

第12条（ORBIX パッケージの提供）

1. ORBIX パッケージは、本規約および弊社が随時通知または弊社のホームページ上に掲示する内容に従って提供されるものとする。
2. 弊社は、理由の如何を問わず、会員に事前の通知をすることなく、ORBIX パッケージの全部または一部の変更、追加および廃止ができるものとする。但し、個別規定で定める個々の ORBIX パッケージの全部を廃止する場合、および本規約の変更を伴う ORBIX パッケージの内容の変更、追加および削除を行う場合には、弊社は自らが適当と判断する方法で、事前に当該 ORBIX パッケージの利用資格を有する会員にその旨を通知または弊社のホームページ上に掲示するものとする。
3. ORBIX パッケージの利用中に会員が弊社の管理する設備、システムもしくは ORBIX パッケージに異常、故障または障害を発生した場合、会員は、会員自身の設備、ソフトウェア等に異常、故障または障害がないことを確認した上、弊社の管理する設備もしくはシステムの修理または ORBIX パッケージの復旧を弊社に要求できるものとする。
4. 弊社の管理する設備、システムもしくは ORBIX パッケージに異常、故障または障害が生じあるいは弊社の管理する設備もしくはシステムが滅失または毀損し、ORBIX パッケージを提供できないことを弊社が知った場合、弊社は速やかにその設備もしくはシステムを修理し、ORBIX パッケージを復旧するよう努めるものとする。
5. ORBIX パッケージ内で、会員がサービスの移行またはサービスのアップグレードを行なった場合は、新しいサービスに移行した時点で、旧サービスの規約を中止し、新サービスの規約が適応されることとする。

第13条（ORBIX パッケージの提供の中断）

1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生する虞がある場合、弊社の管理する設備もしくはシステムの保守を定期的または緊急に行う場合、あるいは弊社の管理する設備またはシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、弊社は、自らの判断により会員および利用者に対する ORBIX パッケージの提供の全部または一部を中断することができるものとします。
2. 前項に定める ORBIX パッケージの提供の全部または一部は一部が中断が、災害の予防または救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保等に関する通信を優先的に取扱うために行われた場合、その他弊社の責めに帰すべからざる事由により行われた場合、弊社はかかる ORBIX パッケージの提供の中断によって生じた会員および利用者の損害につき一切責任を負わないものとする。
3. 弊社は、本条第1項の規定により ORBIX パッケージの提供を中断する場合、弊社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知または弊社のホームページ上に掲示するものとする。但し、かかる ORBIX パッケージの提供の中断が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとする。

第14条（会員情報の取扱い）

1. 会員は、第3条（入会）の諸手続きにおいて、弊社からの会員情報の提供の要請に応じて、正確な会員情報を弊社に提供するものとする。
 2. 会員が既に弊社に届出ている会員情報に変更が生じた場合、会員は、弊社が別途指示する方法により、速やかに弊社に対してかかる変更を届出するものとする。
 3. 弊社は、会員情報および履歴情報を、善良なる管理者としての注意を払って管理いたします。
 4. 会員は、弊社が会員情報及び履歴情報を、ORBIX パッケージを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的に利用し、または第三者に提供することがあることに同意するものとする。
- (1) 弊社が会員または利用者に対し、ORBIX パッケージの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合。
 - (2) 弊社が、ORBIX パッケージに関する利用動向を把握する目的で、会員情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用又は提供する場合。
 - (3) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。
 - (4) 会員または利用者から事前に同意を得た場合。

第15条（免責）

1. 弊社は、ORBIX パッケージの内容、ならびに会員および利用者が ORBIX パッケージを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
2. ORBIX パッケージの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、ORBIX パッケージを通じて登録、提供もしくは収集された会員および利用者の情報の消失、その他 ORBIX パッケージに関連して発生した会員の損害について、弊社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとする。
3. 会員または弊社以外の第三者の責に帰すべき事由によって、会員が ORBIX パッケージの全部または一部を利用できないことにつき、弊社は一切の責任を負いません。
4. 弊社は、ORBIX パッケージの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止を、会員に報告すること無く行なえるものとする。また、弊社はこれに関する一切の責任を負わないものとする。

第16条（譲渡禁止）

会員は、会員たる地位ならびに本規約上会員が有する権利および義務を弊社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡してはならないものとする。

第17条（協議解決の原則および管轄裁判所）

1. ORBIX パッケージに関連して会員と弊社との間で問題が生じた場合には、会員と弊社の間で誠意をもって協議するものとする。

付則

この規約は 2002 年 12 月 1 日から実施します。なお 2006 年 4 月 5 日付で弊社規約の一部が改訂されました。

【個別規定：接続サービス】

第1条（定義）

1. ORBIX パッケージ会員規約本則において定義される用語は、本個別規定において別途定めがある場合を除き、本個別規定において ORBIX パッケージ会員規約本則と同義に用いるものとする。
 2. 本個別規定における用語を以下の通り定義します。
- (1) 「接続サービス」とは、弊社が提供する各種インターネット接続サービスを含みます。
 - (2) 「接続サービス会員」とは、接続サービスの利用資格を有する会員をいいます。

第2条（接続サービスの利用）

1. 接続サービスの利用者は、以下に定める方のみとします。
- (1) 接続サービスは原則的に、当該会員ご本人のみとします。
- (2) 接続サービス会員が法人である場合においては、ご契約の内容に弊社が定める個人を利用者とさせていただきます。
2. 接続サービス会員は、接続サービスの利用にあたり、以下の作業を行うものとする。

ORBIX インターネット会員規約

- (1) 自己の利用する接続アカウントおよびメールアカウントの管理
- (2) 自己の利用するメールボックスの登録および削除

第3条 (利用目的に関する特則)

ORBIX パッケージ会員規約本則第10条(禁止事項)の規定にもかかわらず、ORBIX ビジネスパッケージの契約者は、営利を目的とした行為またはその準備を目的とした行為のために接続サービスを利用することができません。

第4条 (接続サービス利用契約の解約)

1. 接続サービス会員が、弊社所定の手続に従って、希望退会暦月1日の2ヵ月前までに接続サービス利用の終了を書面またはWEBサイト上の規定フォームにて申し入れた場合、該当暦月の末日をもって、当該接続サービス会員と弊社との間の接続サービス利用契約は解約され、弊社による接続サービスの提供は終了するものとなります。なお最低契約期間以降の退会手続きは、希望退会暦月1日の2ヵ月前までに弊社に連絡するものとする。2ヵ月を切った退会申請の場合、手数料として1ヵ月分のプロバイダー料金を取るものとする。

2. 前項に従い接続サービス利用契約が終了した場合、接続サービス会員は、弊社による接続サービスの提供が終了する日までに発生する弊社に対する債務の全額を、弊社の指示に従い支払うものとします。なお弊社が、接続サービス利用契約が終了した場合であっても、既に支払われた料金等を、当該会員に対して払戻す義務を負わないものとする。

3. ORBIX パッケージの各種最低契約期間内における退会の場合、弊社は会員に対し差し引き分のプロバイダー使用料を請求できるものとします。

第5条 (損害賠償に関する特則)

1. 弊社は、弊社の責に帰すべからざる事由から接続サービス会員に生じた損害、弊社の予見の有無に拘らず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく接続サービス会員の損害その他の損害については一切責任を負わないものとする。

2. 前項に定める接続サービスの利用不能が、弊社がその業務の全部または一部を委託している電気通信事業者の責に帰すべき事由により発生した場合、弊社は一切の責任を負いかねます。

3. Orbix パッケージ利用中、Eメール送受信やホームページ閲覧等で生じたウィルス感染等の障害や損害に関して弊社は一切の責任を負いかねます。

第6条 (追加サービス)

1. ORBIX パッケージの追加Eメールアドレス、迷惑メールフィルター、転送メールサービス、WEBスペース、ドメイン取得などに関する追加サービスについては、各パッケージの規定事項に準拠するものとします。

2. 会員が追加サービスを利用する際には弊社までその旨をEメールにて知らせる事により有効とします。

3. 追加サービスの施行まで、申し込み日より最大8日の期間を取るものとする。なお弊社は、追加サービス申請後に起こりうる障害やその他の損害については一切責任を負わないものとする。

第7条 (個人IT出張サポート)

1. 弊社のインターネット会員で、弊社スタッフが会員様のご自宅にお伺いし、ORBIX パッケージのインターネット接続やEメールアドレスのセットアップなどを有償のものに行うものとします。

2. 作業中に会員のコンピューターにシステム関連のトラブルが発見された場合、弊社はインターネット設定の不履行に対する一切の責任を負いかねます。

3. 弊社はあくまでインターネット接続に関する手助けと助言を行う立場であり、インターネット接続やEメールアドレスのセットアップの際に発生しうる、ハードウェア購入の追加費用やシステム(オペレーティングシステムを含む)に関する問題に関しては、弊社は一切の責任を負いかねます。

4. このサービスを申し込む場合、訪問前に会員のコンピューターシステムに関する詳細をお尋ねする場合があります。

5. 会員は事前にクレジットカード情報を弊社に登録し弊社スタッフの訪問前に出張費とオプション設定料金を支払うものとする。

第8条 (3free サービス)

1. 弊社の3free会員は、2001年9月以前に弊社のオンラインサインアップで加入した者とする。

2. 3free会員は、インターネット接続時に使用する0845番号の電話代金は自己で負担するものとする。

3. 3free会員が日本語テクニカルサポートを受ける際には、弊社規定の0906有料番号から問合わせられるものとする。

4. 3free会員が、Eメールアドレス追加、WEBスペース取得などの追加サービスを申請する場合には、弊社規定の手数料を支払うものとする。

5. 弊社は3freeサービス会員が、サービス利用時に発生したサーバーや金銭的な問題に関しては、一切の責任を負いかねます。

6. 3free会員は、弊社から定期的に配信するEメールダイレクトメールの受信に事前に同意するものとする。

7. 3freeは、事実上停止したサービスであるので、サービスの不備や使用不可な場合が生じた場合も弊社は一切の責任を負いかねます。また、弊社の判断でいかなる時もサービスの停止を行なうことがあります。

第9条 (freel サービス)

1. 弊社のfreelサービスを利用する会員は、英国に在住で英国電話回線を使用できる環境にいる者となります。

2. freel会員は、インターネット接続時に使用する0845番号の電話代金は自己で負担するものとする。

3. freelサービスは、弊社からはダイヤルアップ接続のみを提供し、Eメールの送受信は各自でアカウント設定を行いウェブメール等を使用するものとする。

4. 弊社はfreelサービス会員が、サービス利用時に発生したサーバーや金銭的な問題に関しては、一切の責任を負いかねます。

5. freelサービス会員が日本語テクニカルサポートを受ける際には、弊社規定の0906有料番号から問合わせられるものとする。

6. 弊社はfreel会員が、サービス利用時に発生したサーバーや金銭的な問題に関しては、一切の責任を負いかねます。

7. freel会員は、弊社から定期的に配信するEメールダイレクトメールの受信に事前に同意するものとする。

第10条 (Silver サービス)

1. 最低契約期間は6ヶ月となります。

2. 本サービスの権利を他人に譲渡する事は出来ません。

3. 弊社のSilverサービスを利用する会員は、英国に最低6ヶ月在住予定で申請前にお客様名義の電話回線を契約する事とします。

4. Silver会員は、インターネット接続時に使用する0845番号の電話代金は自己で負担するものとする。

5. 弊社はSilver会員が、サービス利用時に発生したサーバーや金銭的な問題に関しては、一切の責任を負いかねます。

6. Silver会員は、弊社から不定期に配信するウィルス情報などのEメールの受信に事前に同意するものとする。

7. Silver会員のプロバイダー料金請求は、クレジットカードの場合オンラインクレジット決済代理店Worldpayを介しての月払い、小切手の場合は1年間一括払いとなります。

8. Silver会員のプロバイダー料金は、入会時にプロバイダー料金が引き落とされ、それ以降は毎月1日ごとに同額が引き落とされます。入会時のプロバイダー料金では、入会日からの1ヵ月分がカバーされ、それ以降は毎月1日に引き落とされるプロバイダー料金で1ヵ月分ごとに会員の権利が更新されていきます。

9. 最低契約期間以降の退会は、プロバイダー料金請求時(毎月1日)の2ヵ月前までに書面またはWEBサイト上の規定フォームにて弊社までご連絡ください。それ以外の場合には退会手数料として1ヵ月分のプロバイダー料金を頂きます。

10. 最低契約期間以前の退会を希望する場合には、最低契約期間から差し引かれた残りのプロバイダー料金を、退会前に一括にてお支払いいただく必要があります。また、こちらの引き落としに関しては、弊社よりお客様への通知を必要としない事とします。

11. チェックでのお支払いの場合、またはクレジットカードでの1年契約の場合、契約期間終了の2ヶ月前までにお知らせ頂き次の更新手続きをサービス終了の1ヶ月前までに終了させる必要があります。

12. クレジットカードの有効期限切れ、その他の理由で決済不履行となる場合は弊社からお客様へ頂いている最新の連絡先を元にご連絡致します。また、お知らせから2週間間に決済処理が完了できない場合は本サービスを停止させて頂く場合もあります。

13. 決済処理の不履行でサービスを一度ストップしたお客様に関しての更新手続きは新規扱いとなり所定の料金での受付となります。

第11条 (Anytime サービス)

1. 最低契約期間は6ヶ月となります。

2. 本サービスの権利を他人に譲渡する事は出来ません。

3. 弊社のAnytimeサービスを利用する会員は、英国に最低6ヶ月在住予定で申請前にお客様名義のBritish Telecom (BT)社電話回線を契約している事とします。

4. Anytimeサービス申請の際には、利用者の電話番号と住所を登録する事とします。なおおの登録時電話番号以外の番号からの弊社フリーダイヤル0808番号へのダイヤルアップ接続はできない事とする。また1回のダイヤルアップ接続セッションは2時間までとする。

5. 弊社はAnytime会員が、サービス利用時に発生したサーバーや金銭的な問題に関しては、一切の責任を負いかねます。

6. 弊社はAnytimeサービスを利用する会員が、Anytimeサーバーに多大な負担を与える行為や支障を与える行為、また不正目的でご利用になっているお客様のインターネット接続や利用アカウントを、予告なく切断できる権利があります。

7. Anytime会員は、弊社から不定期に配信するウィルス情報などのEメールの受信に事前に同意するものとする。

8. Anytime会員のプロバイダー料金請求は、クレジットカードの場合オンラインクレジット決済代理店Worldpayを介しての月払い、小切手の場合は1年間一括払いとなります。

9. Anytime会員のプロバイダー料金は、入会時にプロバイダー料金が引き落とされ、それ以降は毎月1日ごとに同額が引き落とされます。入会時のプロバイダー料金では、入会日からの1ヵ月分がカバーされ、それ以降は毎月1日に引き落とされるプロバイダー料金で1ヵ月分ごとに会員の権利が更新されていきます。

10. 最低契約期間以降の退会は、プロバイダー料金請求時(毎月1日)の2ヵ月前までに書面またはWEBサイト上の規定フォームにて弊社までご連絡ください。それ以外の場合には退会手数料として1ヵ月分のプロバイダー料金を頂きます。

11. 最低契約期間以前の退会を希望する場合には、最低契約期間から差し引かれた残りのプロバイダー料金を、退会前に一括にてお支払いいただく必要があります。また、こちらの引き落としに関しては、弊社よりお客様への通知を必要としない事とします。

12. チェックでのお支払いの場合、またはクレジットカードでの1年契約の場合、契約期間終了の2ヶ月前までにお知らせ頂き次

ORBIX インターネット会員規約

年の更新手続きをサービス終了の1ヶ月前までに終了させる必要があります。

13. クレジットカードの有効期限切れ、その他の理由で決済不履行となる場合は弊社からお客様から頂いている最新の連絡先を元にご連絡致します。また、お知らせから2週間の間に決済処理が完了できない場合は本サービスを停止させて頂く場合もあります。
14. 決済処理の不履行でサービスを一度ストップしたお客様に関しての更新手続きは新規扱いとなり所定の料金での受付となります。

第12.1条 (Super ブロードバンド ADSL サービス)

- 1.3ヶ月割引プラン(仮)(以下A)の最低契約期間は1年とし、それ以外での契約は6ヶ月とします。年間プランの場合は1年毎の契約となり、以降は契約の更新が必要です。
2. 本サービスの権利を他人に譲渡できません。
3. 弊社の Super ブロードバンド ADSL サービスを利用する会員(以下 ADSL 会員)は、原則的に申請前に会員本人名義の BT 社電話回線を契約していることとします。
4. ADSL 会員は、その住居エリアにより、ADSL 回線への変更や希望速度へのアップグレードなどができない場合がある旨を了承するものとします。また ADSL 回線変更作業は BT 社が一括管理している為に、事前に弊社より通達のあった回線変更日などが BT 社内の諸手続きなどにより遅れる場合もあることを了承するものとします。
5. 弊社は ADSL 会員が、サービス利用時に発生したサーバーや金銭的な問題に関しては、一切の責任を負いません。
6. ADSL 会員は、弊社から不定期に配信するメンテナンスやウィルス情報などの Eメールの受信に事前に同意するものとします。
7. ADSL 会員の利用料金支払いは、クレジット/デビットカードの場合オンラインクレジット決算代理店 Worldpay を介しての月払い、小切手の場合は1年間一括払いとなります。
8. ADSL 月払い会員においては、入会時に ADSL 回線設置費用、弊社規定のハードウェア代金、及び申込日から翌月末分までの利用料金が引き落とされ、それ以降は毎月1日に翌1ヶ月分の利用料金が引き落とされます。会員の権利は1ヵ月分ごとに自動更新されます。
9. ADSL 会員が最低契約期間内の退会を希望する場合、最低契約期間から差し引かれた残りの利用料金を、退会前に一括で支払うものとします。また、この引き落としに関しては、弊社より会員への通知を必要としないこととします。年間プランで契約中の退会を希望する場合は、中途解約扱いとなり、弊社は既に支払われている契約料については払い戻ししません。
10. 最低契約期間以降の退会は、退会希望日の2ヵ月前までに、契約者より書面または WEB サイト上の規定フォームにて弊社まで申し出るものとします。それ以外の場合には、弊社は退会手数料として最大2ヵ月分の利用料金を徴収します。また会員は、退会時に BT による ADSL 回線解除の手数料が別途発生した場合、その費用を支払うものとします。
11. ADSL 会員が ADSL パッケージ変更を希望する場合、弊社規定の料金を支払うものとします。
12. アクティベーションの日程は、回線業者 (BT) に依存する為、予定日より前後する可能性があることを会員は了承するものとします。
13. 会員が小切手で支払いをする場合、またはクレジットカードでの1年契約をする場合、弊社は契約期間終了の3ヶ月前までに契約満了の通達をするものとし、会員は次年の更新手続きをサービス終了の2ヶ月前までに終了させるものとします。
14. クレジットカードの有効期限切れ、その他の理由で決済不履行となった場合は、弊社は会員から取得している連絡先を元に、会員へ連絡するものとします。また、通達から2週間の間に決済処理が完了できない場合は、弊社は本サービスを停止する権利を有します。
15. 決済処理の不履行でサービスを一旦停止した場合、その再開手続きは新規扱いとなり、会員は所定の料金を支払います。
16. 本サービスに関して、弊社は弊社が公表しているスピードは、理論値上の最高速度であり、実際の通信速度は使用する環境により左右されるため、会員はそれぞれの最高スピードに到達しない場合があることを了承するものとします。
17. 本サービスにおいて、弊社提供のルーターのみをサポートし、それ以外のハードウェアについては、接続情報の提供を除き、そのサポートはしません。
18. 本サービスにおいて、BT の不備による、何らかの問題で会員が被った被害は、弊社は一切責任を負いません。弊社は、会員にダイヤルアップ接続を提供しますが、この接続の際に発生する市内通話料金は会員が支払うものとします。
19. ADSL 会員が、弊社に通知することなく電話会社を変更したことで ADSL が使用不可になった場合、弊社は一切の責任を負いません。また、会員は再接続手続きに対して発生する料金を支払うこととします。
20. ADSL 会員の規約における最低契約期間は、会員の申込日からとします。最低契約期間内の退会は契約の中途解約とみなし、会員は期間内の残りの料金を全額支払うものとします。
21. ADSL 年間プランに加入の会員は、現行の年間支払い終了期間の3ヶ月前に次期契約の支払い案内が送られた後、1ヶ月以内(サービス終了月の2ヶ月前)に次期契約の支払いをするものとし、その支払いがない場合は、サービス停止希望と見なし自動的にサービスを停止します。
22. £10 キャンペーン適用プランに加入した会員は、12ヶ月間の最低契約期間終了後は自動的に通常契約に切り替えとなり、利用料金は月払いとなります。契約は1ヶ月毎の自動更新とします。

23. 会員の未払いによりサービスが一度停止したことによる会員への被害は、弊社は一切責任を負いません。また、再開通の手続きには、所定の料金が発生します。
24. 会員のサービスの月々の支払いは、入会時の月の日割り計算以後、月初から月末を料金の区切りとします。
25. インターネットへの接続に障害が24時間以上継続的に発生し、その原因が BT や会員の機器及び宅内配線にでなく、ADSL 回線であった場合、障害発生期間中のプロバイダ料金は弊社より会員へ返金します。ただし、会員からの障害発生報告が障害発生時より1週間以内に行われなかった場合、その連絡日から起算して1週間前から障害復旧日までが返金対象期間となります。
26. 弊社は、全会員に公平なサービスを供給するため、インターネット利用ピーク時において、過剰な量のデータ通信を常習的に行うなど、通常の範囲を超える使用をする会員に対し、Email もしくは書面にて警告を行う場合があります。また、この警告後も使用方法に改善が見られない場合、その会員の接続に関し、ダウンロード速度を制限したり、サービス提供を中断したりする権利を有します。

第12.2条 (ADSL サービス 引越について)

1. 引越の手続きは、会員はその施行日の30日前までに弊社へ連絡するものとします。またその際、会員は弊社が規定する引越し費用を支払います。
2. ADSL 再契約の場合、弊社は弊社が新住所での ADSL 回線設置手続きを開始した時点で、ADSL 回線変更代金を引き落とします。翌月は通常通り、毎月1日に利用料金を引き落とします。
3. 引越しの作業依頼については引越し日の30日前に弊社へ連絡するものとします。引越手続きには約10営業日が必要となりますが、引越し先の電話回線等によっては、手続き時間が通常より長くなる場合があることを会員は了承するものとします。
4. ADSL 会員は、引越し先が同パッケージの使用出来ないエリアの場合、使用可能な別パッケージへの変更に伴う費用の全額を支払うものとします。

付則

この規定は2002年12月1日から実施します。なお2010年2月24日付で弊社規約の一部が改訂されました。